

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友博子

被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

2006年7月4日

仙台地方裁判所 第1民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 佐藤由紀子
同 土井浩之

準備書面(4)

本準備書面では、中総体や全中の仕事以外の公務である生徒会の指導、免許外授業の担当、部活動の指導の3点を中心に、被災者大友雅義の公務が過重であったことについて主張をする。

第1 生徒会の指導

1 中学校学習指導要領における生徒会活動の位置づけ

中学校学習指導要領において、生徒会活動は、「学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動及び学校行事への協力に関する活動などを行うこと。」とされ、「教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるよう配慮するものとする。」とされている。

2 指導要領、指導計画の具体的な実施

この指導要領は、中学校の生徒会指導の現場においては、以下のように具

体化される。

生徒会活動は、例えば中央委員会や生徒総会等の会議や文化祭や体育祭等の行事といった、会議や行事が主なものである。これらの会議や行事は、すべて生徒が企画、準備、宣伝、運営について、生徒自身の手によって自主的に行われている。

ところが、中学生は、このように自らが主催者となって会議や行事を開催するという経験がない。このため、教師が、生徒の会議や準備会議に参加し、経験の無い生徒たちに対して、企画立案の方法から、準備、宣伝、運営にいたるまで、文字通り一から教えなくてはならない。会議や行事の大きな目標、そのために必要な項目、予算の立て方や執行の方法、宣伝の方法、進行などの運営など、一つ一つについて指導する。しかも、それらを教師の言うままに生徒が行ってしまったのであれば、自発的でも自治的でもなくなるので、指導要領に反することになる。このようにならないように、生徒たちが自主的に発案し、生徒たち自身のアイデアで企画、準備、宣伝、運営がなされてゆくように、教師は助言にとどめて、生徒たちの自主性を尊重する。それを生徒たちが、準備会議、実行委員会を運営しながら、自治的に作り上げていく形を作らなければならない。教師は出すぎず、しかし、横道にそれないように、粘り強く時間をかけて指導してゆく。生徒会役員の生徒の個性を把握して、これに応じた指導も必要になるのである。但し、実行委員会の開催をやたらと増やすこともできない。時間の延長も限度がある。一方、行事や会議は予め開催日が定められており、その日までに、必要な準備を進めなければならない。

例として体育祭実行委員会をあげると、「体育祭までの日程」(甲第1号証60頁)によると、体育祭当日は7月9日である。これに向けて、6月11日に実行委員を選出してから、6月19日、20日、25日、30日、7月2日、8日と6回の実行委員会が予め定められていた。体育祭実施要綱(甲

第1号証58頁)を見てもわかるように、体育祭のテーマも生徒たちが決める。実行委員会を重ねながら、テーマ、競技内容、ルール、プログラム、名簿まで、生徒たちの手によって作り上げてゆく。生徒会担当教師は、生徒がテーマを自発的に発案するように、指導、助言を行う。各実行委員会でやるべきことを決めなければ、次に実行委員会で決めるべきことに移れない。それぞれの実行委員会で、それぞれやるべきことをきちんと遂行していかなければならない。それを教師が答えを提案して進めるのではなく、生徒たちが自発的に実行委員会を進めなければならないところが、ポイントである。

この意味で、生徒会の指導における精神的負担は著しいものであった。また、会議への立会いに膨大な時間を要するものであり、その負担が著しく過重であったことは疑う余地が無い。

3 被災者の生徒会指導

中山中学校は、平成10年を含めて、指導要領を忠実に実践しており、生徒の自主性を重んじた生徒会活動を活発に展開していた。平成10年度の中山中学校の生徒会指導計画(甲1号証188頁~191頁)のとおり、1年中、集会や会議、その準備活動が切れ目の無い状態で行われていた

被災者は中山中学校に赴任以来、生徒会の指導を担当していた。生徒会担当教師は、指導力があるだけでなく、生徒から信頼されていることが必須であり、その意味で被災者は適任者でもあった。

被災者は生徒会執行部を担当していた。生徒会執行部は、生徒会主催の行事のすべてにリーダー的な役割を果たしており、生徒会の各種会議を主催し、各種行事の実行委員会のメンバーになっていた。このため、執行部の指導担当であった被災者は、生徒総会の計画、準備、運営や中央委員会の準備、運営だけではなく、生徒会主催の各種行事、実行委員会の一つ一つに立ち会って、指導していた。生徒会の会議があるときは、会議の冒頭に被災者が発言し、会議の目的や必須ポイントなどを話し、生徒が主体的に対応できるよう

な助言をしていた。被災者は赴任以来、生徒会活動の指導の中心にいたため、中山中学校の生徒会の活動スタイルは、被災者の影響を強く受けていた。このため、全中準備のために他の教諭に指導の比重を移すといっても、被災者が生徒会の指導から退くことは不可能であった。せいぜい、例えば文化祭の指導のうち、会計の部会や会場の管理の部会といった一部の部会の会議に出席しないといった程度のものであり、全体の実行委員会や生徒会執行部の指導など、生徒会指導の中心的役割を降りるということはできなかった。事実、文化祭については、被災者が生徒会、実行委員会を担当し（甲第1号証102頁）、中心的役割を担っていた。7月の職員会議要項によれば、生徒会選挙も被災者が指導担当者として報告をしていた（甲第1号証100頁）。

生徒会指導が、被災者にとって、精神的にも肉体的にも著しい負担であったことは、間違いの無い事実である。

第2 免外教科担当の過重性

1 専門外教科の授業を担当する負荷

授業構想（教師の授業準備の態様）構築の困難性

専門外教科の授業の負荷を論じるために、先ず、通常の授業の準備の方法が明らかにされなければならない。

教師が授業を準備する場合としては、指導案を作成する場合と素案のみを作成する場合とがある。

指導案とは、1時間の授業の細かなシミュレーションである。映画のシナリオのように、進行予定時間を割り振り、説明する内容はもちろん、生徒に対する発問内容、発問に対する生徒の返答の想定、各場面で使用する教材を時間ごとに書き込んでゆく。これに対して素案による授業とは、大まかな10行程度の目次のような箇条書きにより、1時間の授業の骨格だけを作って授業を行う方法である。

その教師の専門教科であれば、専門的研究に裏付けられた授業構想を構築することができる。即ち、各教科、各時間における、授業目標、力点、生徒がつまづき易い箇所などの指導ポイントについて、その教師は把握している。生徒の理解を容易にするための資料、使用教材なども熟知している。このため、指導案の作成もスムーズに行いけるのである。また、専門教科の授業経験が蓄積されると、素案だけによる授業も可能になってゆく。

これに対して、その教師の免許外の授業を担当する場合は、専門的研究の裏づけが無いため、1時間の授業ですら、その指導案を作成することは容易ではない。授業構想の大まかな骨格を立てても、それが正しいかどうか、自分なりに検証しながら、細部の構築を試みなければならない。どういう時間配分をして、資料のどれをどのように使うのか、手探りの状態で、授業構想を進めざるを得ない。膨大な時間と労力が必要となる。

そもそも専門外の授業の準備の他に、自分の専門教科の授業の準備はもちろん、学級担任としてのさまざまな実務、部活動の顧問、生徒会などの特別活動の指導など、教師にはやるべきことは膨大にある。このため、免許外の授業の準備は、夜遅くはじまり、そして深夜に及んだ。

同僚や学校の援助とその限界

学校の免許外教科を担当する教師に対する援助は、指導書の貸与、同僚からのワークシートと呼ばれる授業補助教材で、空白部分に生徒が書き込みをすることによって授業の要点をまとめるプリントの作成を援助してもらったり、同僚からアドバイスをうけたりする程度のものである。しかし、これらの援助によって、授業構想に要する負担が大幅に削減されるということはない。たとえば指導書は、通常の教科担任に貸与する参考書であり、使用する教師にその教科の専門的研究が積み重ねられていることを前提として作成されている。このため、専門外の教師は指導書を十分理解することも容易なことではなく、使いこなすことは困難である。また、ワークシートの

提供を受けても、ワークシート作成の時間が軽減されるだけであり、肝心の授業構想を構築する時間が軽減されることはない。授業準備は、これから授業を行う教師自身が構築しなければ、それを授業に生かすことはできないからである。同僚のアドバイスがあるとしても、一から授業の仕方を教わるわけにはゆかず、毎回の授業準備を手伝ってもらうことは不可能である。

即ち、指導書が貸与され、ワークシートやアドバイスの援助があったとしても、授業構想を構築する負担が効果的に軽減されるわけではない。免許外授業を担当する負担の大部分が軽減されることはないのである。

被災者の免許外授業の準備と授業の精神的負担

被災者が免許外教科である社会科を担当することが決まったのは、新年度の直前であった（甲第1号証120頁）。被災者は文学部英文科の卒業であり、社会科の専門的研究は行っていない。年度前に社会科の授業準備はできなかった。このため、各授業の直前にその授業の準備をせざるを得なかった。しかし、被災者はこの平成10年には部活動や中体連、生徒会指導などの激務の中にあっただ。これらの激務を遂行しながら、免許外授業の準備をしなければならなかった。その準備は、深夜に及ばざるをえなかった。

しかし、膨大な準備をしたにもかかわらず、それでも免許外授業を行うことは精神的にも著しく負担があった。被災者のように一定以上の経験をつんだ教師の場合は、専門外の授業を行う場合でも、生徒の表情など、授業に対する生徒の反応によって、各生徒の理解の程度を把握できる。十分な準備ができないままの、手探りの授業の場合、どんなに時間をかけて準備をして授業に臨んでも、専門の教科の授業と同じようには、生徒の理解が得られないことが多い。生徒の理解を得たという、手ごたえ、達成感はなく、免許外の授業を行うたびに敗北感、疲労感、そして焦燥感にさいなま

れていた。免許外授業を行うことが精神的負担となりつつけていた。

2 社会科という教科のための負荷

被災者は、平成10年度に、1年生の社会科を担当していた。1年生の社会科は歴史と地理である。この社会科という科目は、科目特有の負荷が存在する。

指導要領によれば、例えば地理学習の目標は、世界を大観させる学習を背景に日本の様々な地域について理解を深めることにより、地理的な見方や考え方の基礎を培い、広い視野に立ったわが国の国土に対する認識を養うところにある。生徒たちに世界地理、日本地理、身近な社会という具合に、様々な視点からの理解、把握をさせることが必要となる。同時に指導要領では知識偏重を戒め、細かな事象の羅列や高度な内容に深入りすることを行わないこととしている。即ち、特定の分野それ自体の説明を細かくすることではなく、体系的な理解に基づいて他との比較の中で、対象項目を生徒に理解させなければならない。その中で地理的な見方や考え方を培わなければならないのである。歴史においても先史、メソポタミア文明から始まる世界史と日本史の両方が含まれており、地理と同様に体系的理解の中で、生徒たちに世界や日本の各時代についての通史的な理解をさせることが求められる。

教師としては、各単元を準備すればよいというものではないので、準備も膨大となり、精神的負担や、授業に望む不安も相当なものであった。

被災年度である平成10年5月6日と7日、宮城県教育委員会は、中学校免許外担任研修会を主催した。両日とも午前9時から1時間の昼食休憩時間をはさんで、午後4時まで研修が行われた。現職教諭及び指導主事の講義が中心であった。免許外で社会科を担当する教諭は、被災者を含めて30名が受講した。受講に当たって、受講者の社会科指導上の悩みや問題を記載した書面が提出され、配布された。その中で、各教師は、授業を組

み立てることの困難さを訴えている。授業の進行がうまく行かないという授業ペースの問題、社会科という奥行きがある科目でどこまで生徒に教えたらよいかという授業内容の問題、豊富にある資料のどれをどのように使用するかという問題、知識の詰め込み型ではない授業をするためにはどうしたらよいか、調べ学習、グループ学習をどのように行うかという問題等、次の時間に行う授業を具体的にどのようにしたらよいかを教えて欲しいという深刻な訴えばかりがつつられている。宮城県教育委員会が、平日の2日間を研修にあてていることから、免許外担当の教師の多くに、深刻な不安や悩みが存在していることを、宮城県教育委員会が熟知していたことが伺われる。

3 受験教科であるための負荷

免許外授業を受け持つ場合でも、高等学校入試科目を担当する場合は、特に精神的負担が大きい。社会科は、公立高等学校の必須入試5教科のうちの1つである。

特に社会科は、他の数学、英語、国語と異なり、1学年の授業が入試に直結していた。即ち、数学であれば、例えば1学年において1次方程式の理解に不十分な点があれば、上の学年の2次方程式を教えるときに1次方程式を復習することができ、合わせて理解をすることも可能となる内容が多い。英語や国語の科目も1学年から3学年にかけて、薄い色を重ねて濃い色を作るように、理解を深めてゆくことができる。これに対して社会科は、地理にしても歴史にしても、1学年の授業を上級の学年で復習することは無い。例えば1学年の4月にメソポタミア文明を授業したら、それで終わりである。1学年の4月にした授業で、受験前の授業は終了する。この意味で、社会科という科目は、1学年から、入試に直結した授業であるという特徴がある。社会科という授業は、受験指導の観点からも、特に生徒の理解を気にする必要がある教科であり、このため、担当教師の精神的負担も高かった。

4 被災者の場合

被災者も文学部英文学科の卒業であり、社会科の専門的研究は行っていない。社会科の授業を担当することが決まってすぐ、準備をする間もなく授業を担当したのであるから、地理や歴史を専門的に研究する時間は無かった。

前述の宮城県教育委員会が主催した免許外担任研修会において、被災者自身が提出した社会科指導上の悩みや問題点においては、どこまで教えたらいのか分からない、ペースが遅いと同僚から指摘されている、断片的な授業となっていること、生徒から質問されたら答えられないのではないかという不安、授業の工夫、ポイントが分からないという悲鳴ともとれる訴えが書き連ねられている。研修における被災者のメモには、「ねらいを確認して教材研究をする」とあり、授業を充実させるためには、しっかりと時間をかけて準備するほかは無いということが被災者にとって研修の結論だった。

しかし、被災者は、この研修会後も、部活動指導、各種中体連の運営、生徒会指導などの激務が存在した。それまでに抱いていた不安や悩みが解消されたとは思えない。むしろ、このあとも、絶えず、授業のペースに対する悩み、生徒の理解という手ごたえをつかめない敗北感、焦燥感、疲労感と、不安にさいなまれていたことは容易に推測しうる。激務の中、必死に時間を取って教材研究をしたとしても、専門的研究に裏付けられていないこと、社会科という教科の特殊性から、具体的な授業の進め方に悩み、生徒の十分な満足感を感じられないという、不達成感は強度のストレスを生ぜしめた。

被災者にとって、免許外で社会科の授業を担当することによって、強い心理的負荷がかかっていたことは明白である。

第3 部活動指導の過重性

1 部活動の位置づけ

平成10年当時、部活動は、運営組織上は、特別活動（生徒会等）に位置

づけられていた（甲第1号証117頁）。部活動を行うことによって、課内授業であるクラブ活動の履修と同視しうる場合は、部活動を持ってクラブ活動に代替しうるという学習指導要領に基づいて、代替措置がとられていた（甲第1号証117頁）。この意味で、部活動も、建前とは裏腹に教育課程の授業としての性格も有していたことになる。このため、生徒は、中学入学後に必ず部活動に入ることになっており、入部は生徒が担任に届出をし、転部、退部は原則として認められず、休部は保護者の休部願いが必要と定められていた（甲第1号証118頁）。

- 2 平成13年には宮城国体が開催されることとなっており、全県挙げて、中学校の体育の部活動の強化の教育方針が出されており、そのために対外試合が強く奨励されていた。

平成10年頃の中学校生徒の公的なバドミントンの行事としては、5月の春の大会、6月の市の中総体、7月の県の中総体、強化練習会、10月の市の新人戦、11月の県の新人戦、12月の県の強化練習会（県下から優秀な生徒を選抜しての合宿による練習会）、1月の市の強化練習会（同様に市の選抜選手の他県での合宿）、2月の1年生大会、3月の運動器具業者主催の広瀬杯と年間を通じて何かしらの大会がある状況であった。

この大会の合間に、対外試合を組むことになる。月2回くらいは、対外試合を組み、他校生徒を招くか、他校に遠征していた。これら対外試合の段取りは、被災者が直接他校の顧問と調整して行っていた。

- 3 被災者は、中山中学校赴任当初から、バドミントン部の顧問として部活動の指導に当たっていた。被災者には、バドミントンを専門的に行った経験は無い。しかも中学校の部活動の場合、顧問の技術的指導のみならず、練習時間の確保、対外試合の設定など、生徒の部活動を行う環境を整備することも一人で行わなければならない。被災者は、専門的な技術はないものの、部活動に立会い、環境を整備する作業を黙々とこなしていた。被災者は、経験者

にコーチを依頼したり、卒業生に練習を補佐してもらったり、高等学校のバドミントン部の練習に生徒を参加させたり、対外試合を組んだりして、自分の経験不足を補っていた。もっとも、ノック等技術指導も研鑽と経験を重ね、生徒たちから見た場合、被災者がこれまでバドミントンの経験がないとは思われないほどの技術になっていた。このような被災者の努力と工夫の積み重ねが、中山中学校のバドミントン部を好結果に導いていた。平成10年の仙台市の中総体では、女子団体2位、女子ダブルス3位の成績を収め、7月の宮城県の中総体参加も果たした。

4 平日の部活動の指導は以下のとおりである。

6時間目が3時半頃終了し、清掃などを終えて、4時頃に生徒たちは体育館に集合し、部活動が始まる。被災者もできるだけ部活動に立ち会うようにしていたが、職員会議、教科会議、生徒会活動の指導などもしていたため、部活動を抜けてそれらの会議などに出席する場合も多かった。

このため、被災者は、毎日生徒の担当を決め、一日の練習メニューを作成させて自分に提出させていた。そのメニューに手を加えて部活動が始まるまでに担当者に返していた。そのメニューに従って、部活動が行われていた。こうすることによって、その場に立ち会わなくても、その日の部活動を掌握していたのである。

それでも、部活動終了間際の練習であるノック打ちと呼ばれる練習の頃には、必ず被災者は部活動に訪れて、ノック打ちをしていた。全く部活動に顔を出さないことはほとんどなかった。

部活動の終了は午後6時ないし午後7時になることが多い。顧問は、生徒が学校を出ることを見届ける。終了予定時間は、各種大会の3週間前から30分の延長が認められていた（甲第1号証119頁9）。各種大会は、毎月のように行われていたのであるから、実際は、殆ど毎日のように規定より30分長く指導に携わっていたのである。

従って、学級担任としての出席簿のチェックや集計、プリントの作成や配布の段取り、学級日誌などの作業は、部活動終了後の時間によろやく取り掛かることになり、学級会計などの実務を終えると午後9時を過ぎることが多かった。翌日の授業の準備は、家に帰宅後深夜までかかって行わざるをえなかった。

5 週末の部活動は、土曜日、日曜日のいずれかは行われ、このときに対外試合が組まれることも少なくない。休日の部活動は午前9時から午後1時までと決められていたが、実際は午前8時から開始されていた。顧問は部活動開始前に学校に出勤して、学校をあけなければならない。中総体の前は、土曜日と日曜日と連日練習があることもあった。休日は、特に部活動につきっきりとなり、基礎的練習を指導することが多かった。県の中総体以降も夏休みは、普通の休日の部活動のようにつきっきりで部活動を指導していた。

6 部活動をするにあたり、顧問が一番気を使うのは生徒の負傷である。特に後遺症が残るような怪我をしないことを常に心配している。中学生だけで部活動を進めると、気の緩みや喧嘩などで怪我をする虞が高くなるので、怪我の防止のためには顧問が部活動に立ち会うことが一番効果的である。

7 このように、授業の他の時間の多くを部活動の指導に充てることを余儀なくされており、時間外労働、休日労働の多くの割合が部活動の指導で占められていた。漫然と部活動に付き合うのではなく、部活動の環境を整備すること、技術の向上を図ること、そして何よりも怪我をしないように指導、監視することという、神経を使う業務であった。

第4 負荷が同時に被災者に与えられたこと

本準備書面で述べた、生徒会の指導、免許外授業、部活動の指導については、一つ一つを切り離して考えれば、他の教師も行っていたことである。しかし、本件被災者の公務の過重性を判断するとき、一つ一つの分野を個別に切り離し

で考えることは妥当ではない。なぜなら、それらの公務は、ほぼ同一の時期に、被災者本人がほぼ同時に処理しなければならないことだったからである。

すなわち、そもそも、通常の授業も、1日に4コマないし、3コマある。40名弱の生徒に対して、立ち上がって、黒板に字や図を書きながら、マイクなしに肉声で話し続ける。熱心に授業を聞く生徒だけであればまだしも、居眠りをしたり、級友と私語をしている生徒を注意しながら、授業をする。これだけで、体力的にはかなり消耗する。この授業前に朝練と呼ばれる朝の部活動練習に立ち会ったり、部活動のその日のメニューをチェックしたりする。朝の学級活動では、プリントを配布したり、回収をしたり、集金作業を行う。あき時間があれば、授業の準備をしたり、校内巡視をしたりする。昼食は生徒と一緒にとり、指導する。放課後は、職員会議、教科担当会議、生徒会の会議、部活動の立会い等がある。

部活動が終わって、ようやく集金の集計をしたり、出席簿の集計をしたり、班ノートのチェックや学級通信などの作成や印刷、被災者は生徒会の周知用のプリントの作成などもしていた。これらの仕事の合間に部活動の対外試合の日程を調整したりしていた。学級担任として問題のある生徒の家庭との連絡をしたり、個別指導をしたりすることも日常的に行われていた。

7月には、生徒会の行事としては、9日に体育祭が開催され、文化祭実行委員会も始まっていた。職員会議要項によれば9月の生徒会選挙の準備も始められていた。被災者は、体育祭が無事開催されることを考え、文化祭実行委員会をどのように軌道に乗せていくかを考え、生徒会選挙をどのように準備してゆくかを考えていた。1学期末であるため7月18日に生徒に渡す通信票を作成しなければならない。これは、7月15日までに提出することを義務付けられていた(甲第1号証56頁)。通信票には、教科の成績の段階評価を記載するだけでなく、37名の生徒一人ひとりの生活上の様子の評価や、生徒に対するコメントを記載しなければならない。通信簿の記載は、部活動指導後の雑務終

了後に帰宅して行く以外にその時間は無い。その上、被災者は慣れない社会科の授業の準備をしていた。夏休み明けの始業式の翌日に実施される英語の実力考査の問題と解答用紙も作成していた。また夏休みに入った直後に開催される県の中総体に向けての部活動の練習も強化される期間である。7月22日から25日にかけて行われる県の中総体が開催されて被災者はバドミントン専門部の役員をしていたことから、大会の運営業務をも担当していた。その後によく、1学期末の諸表簿（甲第1号証100頁）の記載や、教育委員会などからの照会に対する回答、ボランティア団体からの照会に対する回答などの諸文書の作成を行うことになる。生徒一人一人に対する詳しい内容を記載した指導要録も作成しなければならない。

平成10年7月は、現在においてその痕跡が残されているだけでも、これらの諸任務をほぼ同時に遂行しなければならなかった。被災者の頭の中においては、これらの処理すべき事項、免許外授業に対する不安や悩みが、常に同居していたのである。一人の人間が、同時期に処理しなければならない情報量としては、著しく過大であったことは明白である。平成10年7月は、その下旬に向けて、被災者の精神的負荷が著しく、精神的疲弊の傾向が著しくなっていた。

以上中総体、全中の仕事を除く、被災者の公務の過重性の主張を述べてきた。これらの業務があまりにも過大であったため、被災者は業務必携の製作等全中における被災者担当の仕事に取り掛かる時間がなかった。被災者の担当する全中の仕事は、膨大な分量があった。そのことに着手できないこともまた、被災者にとって、著しい精神的負担であった。